

仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成 30 年 3 月 8 日
仙台市障害者施策推進協議会決定

第 1 趣旨

仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第 36 条第 1 項第 2 号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第 88 条の 2 に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること
- 3 児童福祉法第 33 条の 2 1 に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第 2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画をいう。

第 3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものとする。

1 監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量
- エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者

等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1 監視及び2 調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

監視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1 監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。